特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク

K C C N = ¬ ¬



第5回 2014年3月号

森 順美 KCCN 理事・事務局 消費生活専門相談員

KCCN の差止請求訴訟以外の活動についてご報告(最新版)

◇ 地方消費者グループ・フォーラムに近畿ブロック実行委員として参加しています。

昨年に引き続き、近畿ブロック実行委員会と消費者庁主催の「地方消費者グループ・フォーラム」に参加しました。



本年は、2014年2月12日奈良市の奈良文化会館で開催され、当団体は壁新聞交流会と壁新聞リレー紹介に参加し、最新の「サン・クロレラ販売㈱」に対する差止請求訴訟について報告しました(2014年1月17日訴え提起。詳しくはKCCN・HPをご覧ください)。

当日は、近畿 2 府 4 県を中心に 174 名の参加があり、当団体作成の壁新聞を読まれた参加者の方から、質問や意見、感想等を受けたり、他の消費者団体の皆様方との交流を図ることができました。



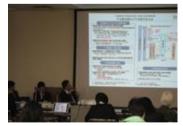
最後の全体会のまとめでは、消費者庁の阿南長官の講評後に、長官と一緒に「子供を事故から守るプロジェクト」の「アブナイカモ」のテーマソングを 唄って、踊り、なごやかな雰囲気の中で閉会となりました。

◇ 京都消費者問題セミナーを開催しました。

2014年3月29日、登録会館で「消費者視点にたった食品の適正表示にむけて」をテーマにセミナーを開催しました。

消費者庁から景品表示法に基づく対応強化の内容として、執行体制の改正案等を分かりやすく説明して頂きました。

また、京都府消費生活安全センターの奥村センター長から、 京都府が調査した適正表示の例を紹介。食品に係る表示の問 題点と今後の課題について発言いただきました。



当団体からは増田朋記氏(事務局・弁護士)が、適格消費者団体の視点から食品偽装の問題を捉えて、食品表示法による差止請求は可能であるが、ホテル等の外食については、食品表示法の対象外であり、差止請求はできず、景品表示法により差止請求訴訟をすることになる。また、新しい制度である消費者被害回復制度では、制度的には損害賠償請求は可能であるが、実務的にはかなりハードルが高い。しかし、特定適格消費者団体となれば、取り組んでいく必要があると発言。今後、制度が使えるように工夫していかなければならないと改めて思いました。

※ 以上のように、消費者の皆様に適格消費者団体や消費者団体訴訟制度を幅広く知って頂くための活動を行っております。